

金鍾書^{キム ジョンス}

韓国社会の民主化と国家保安法

徐勝^ス(訳)

1. なぜ今、国家保安法なのか？

金大中大統領の平壤訪問と共同声明発表につづく感動的な離散家族の再会は、今や朝鮮半島にも戦争の脅威が消え去り、平和の気運が満開することを予告しているかのようであった。米朝間の関係改善の知らせについて、大統領もノーベル平和賞を受賞し、地球上唯一の分断国家である朝鮮半島における冷戦の冷たい壁も壊れつつあるようである。

しかしながら、今この瞬間でさえ、冷戦の壁は依然として強固である。保安觀察の正当性を強弁した裁判所の判決、人共旗〔人民共和国旗＝北朝鮮の旗〕掲揚事件に対する検察の捜査着

手、国家情報院〔KCIAの後身〕の高等学校教師拘束、今も続く各種組織事件など、冷戦イデオロギーに根ざす人権蹂躪と政治的弾圧が依然、衰えを知らない。

朝鮮半島において、冷戦イデオロギー、より具体的には反共イデオロギーの広がりによって決定的な影響を及ぼしたのは朝鮮戦争である。即ち冷戦イデオロギーは朝鮮戦争以後、後戻りできない既定事実として確固と根をおろした。しかしながら、現在私たちが直面している冷戦の清算という課題の解決のために、朝鮮戦争の影響について言及するのは、私の能力を超える仕事である。法的な立場から見ることによって、冷戦イデオロギーを強化し、それを韓国人の心理に内面化するために決定的な役割

を果たした法的機制をさぐりだし、とり除くことこそ私が解決すべき課題ではないかと思われる。

このような法的機制とは一体、何か？ いわゆる反民主的な悪法の隊列から一度も外れることなく社会各層各層でもっとも強い力を持った人々たちによって支持されている法、撤廃を主張したとたんに国家の公敵となるほどの威力を持つ法、統一を憲法的使命として宣言している国家であるにもかかわらず南北和平と交流・協力を犯罪としている法、そして北朝鮮に有利になる可能性が少しでもある思想と表現、行動を全て「利敵」と決めつけ苛酷に処罰できる法、それがまさに国家保安法である。したがって私は冷戦の清算について述べなければならない今、再度、国家保安法の撤廃について言及するしかないのである。

以下では国家保安法が如何なる方法で反共イデオロギーを韓国国民の心中に内面化していったのか、国家保安法の撤廃がなぜ冷戦の清算において第一の課題とならざるをえないのかを明らかにする。そして、それを根拠としている論理は何であり、それが規範的観点においてどのような問題を持っているのか、また、そのような問題点はなぜ国家保安法の撤廃を通じてのみ克服されるのかを明らかにしようとする。最後に、現在、韓国で進んでいる「民主化運動関連者名誉回復及び補償などに関する

る法律」による補償審議と関連して、国家保安法が提起している問題と国家保安法改廃の展望を模索してみることにする。

2. 国家保安法撤廃の当為性

(1) 国家保安法と反共イデオロギーの内面化

国家保安法の影響とえば、国家保安法の恣意的な適用過程で起こる人権蹂躪を思い浮かべがちである。そして、それが人間の思想と表現の自由を抑圧するという点について考える。しかしこのような観点からであれば、これ以上言及する必要がないほど多くの資料があり、あえて私がついて述べなくてもよいであろう。

私がここで扱おうとするのは、これとは少し違った角度で冷戦の清算という主題と関連させて、反共イデオロギーの定着が国家保安法によってなされてきた構造と進行過程についてである。その核心は国家保安法第七条にある。イデオロギーの問題はすなわち思想の問題であり、思想表現に関する問題であるから、国家保安法について包括的な三部作を著した朴元淳^{パクウォンスン}はこの点を次のように指摘している。

アメリカの対ソ前進基地の役割を忠実に遂行できるようにする分断国家の支配イデオロギーとして、解放直後に民衆的

支持基盤を整えることができなかつた支配権力の担当者たちにとつて、民衆のすべての民族的、民生的な要求を抑さえつける支配イデオロギーである反共イデオロギーはつてつけないものであつた。そしてこのような支配イデオロギーの「法律的凝縮」として国家保安法が制定されて運用されたのである⁽¹⁾。

彼は、国家保安法が反共イデオロギーを社会の隅々に深く根づかせるのに利用された最大の原因を、死刑が可能な行為類型だけでも数十個に及ぶ国家保安法の威嚇力に求めている⁽²⁾。国家保安法が特別刑法の一種として一般刑法に比べてかなりの付加的な刑罰を規定していることは否定できないが、その威嚇力が反共イデオロギーの内面化に最も寄与したということには賛同したい。むしろ反共イデオロギーの内面化への最大の寄与は、国家保安法違反を殺人や強盗のような古典的犯罪と同じ位置につかせることではないか。即ち国家保安法はその法の誕生によつてはじめて犯罪となつた行為を、殺人や強盗などいわゆる自然犯の場合と同様の道徳的非難の対象にしてしまつたのである。これは殺人や強盗が犯罪であることに疑がないように、国家保安法に違反する行為も、疑いがなく犯罪だという意である。道徳的非難の対象になるべきではないことが、反道徳的行為と

して見なされることは、実に恐ろしいことである。このようなことが可能であつたのは残酷な刑罰の威嚇力が原因でもあるが、さらに重要なのは国家保安法違反による行為はいつでも必ず処罰され、場合によっては捏造してでも処罰することであつた。

周知のように国家保安法は刑法が制定される五年前の一九四八年、政府樹立の後、法律一〇号として制定されて以来、現在まで続いている。憲法制定の後、最初に作られた法律が大部分国家機関の組織に関する法律であつたという点を考えると、国家保安法は大韓民国国会が制定した最初の一般法律であつたわけである。そしてその後、なんと五〇年以上、さらに強化され、まるで憲法のように当然の規範として受け入れられてきた。とくに朝鮮戦争後は、その当為性がさらに確固たるものとして根づいた。時には「国是」という名前で、時には「革命課業の第一義」という名前で、そして今や「自由民主的基本秩序」という名前によつて、国家保安法は少なくとも、憲法と同列の地位にある法律として君臨してきたのである。

私たちは幼い頃から、学校や父母あるいは言論を通じて、国家保安法(または反共法)に違反することがどれほど悪いことを聞かされ、またそれを知りつつも申告しないのは、もっとも悪いと聞かされてきた(今でも地下鉄に貼られている、よくあ

る広告は国家情報院のスパイ・左翼容共事犯の申告広告である)。なぜかどこかに連れて行かれ、行方の分らない親戚の事を聞いたり、知りもしない親戚が数十年前に越北(北朝鮮に脱出)したという理由で就職が取消されたり、一言口を滑らし監獄に行つたり、職場を失つ父母の姿も見てきた。そして、なんの理由からか長い間、政府が「禁止曲」というレツテルを貼つた歌、絵を一枚描いたことによつて逮捕される画家、詩を書いて監獄へ連れて行かれる詩人や、ある教材を使つたといつて裁判される大学教授などを目のあたりにしてきた。生徒たちと統一について話している途中に解雇された先生もいた。にもかかわらず私たちはそれが当然であると思ひ込むように馴らされてきたのである。

「決してあんなことをしてはいけない。いや思つてもいけない。そういうふうにする人の近くに行つてもいけない。反共でなければ国が亡びるのだから、反共はできなくても容共はしてはいけないだろう。殺人者よりも泥棒よりももっと悪いのがあれだ」

国家保安法の影響とはこのよつなものだ。そしてこのよつなもの恐ろしい結果をこれ以上繰り返さない方法は、ただ国家保安法自体を撤廃してその悪循環の環を完全に断つてしまつ道しかない

い。

冷戦イデオロギー下で資本主義社会を中心に置いて見ると、資本主義体制を否定する一切の思想や体制を敵とみなすのである。国家保安法というのは、反共を代表されるイデオロギーに同調しなかつたり、これを否定する場合、すぐにも敵とみなすことを強要する法である。つまり冷戦イデオロギーの法的表現が、そのまま国家保安法であつた。冷戦イデオロギーの清算のためにもっとも重要な作業は、当然、国家保安法の撤廃である。

しかしながら国家保安法を通じてつくりあげられた反共イデオロギーの内面化は今回、国家保安法の撤廃を妨げるもっとも大きな壁になつている。したがつて法の撤廃を論じるに先立つて解決しなければならぬことは、この様に内面化された反共イデオロギーを解体することであり、そのための最優先作業は、国家保安法違反行為が道徳的な非難にも、犯罪にも値しないことを明らかにすることである。

(2) 国家保安法違反とは当然、犯罪なのか?

国家保安法に規定されているさまざまな行為の中で、刑法など異なる法律で規定されていない行為を犯罪としている条項は

+

+

+

+

+

+

+

+

二つある。それは第七条(讃揚など)と第一〇条(不告知)である。その他の規定はどのようなものであれ、刑法上でも処罰が可能である。したがって事実上、国家保安法の存立根拠はこの二つの条項にあり、私たちがこの二条項の行為が犯罪ではないということを示すことができれば、国家保安法を支える重要な軸を崩すことができるであろう。

まず不告知罪は独立的犯罪形式で規定されているというよりも、国家保安法第三条から第五条にわたる「犯罪」の捜査、処罰を容易にする目的で作られた規定である。そしてそれは犯罪の申告という形式を借りて人間の内面を抑圧し、究極的には反共イデオロギーの定着に決定的な役割を果たしてきたのである。しかしながら、これは実に情けない条項である。俗に不告知罪を規定した国家保安法第一〇条は人間の肉面的領域である良心の自由さえ侵害すると非難する。しかしこの規定は、良心の自由の侵害であり、違憲であるという主張さえも必要がないほどであり、悪法というより非法である。

ある犯罪が犯されてこれが真に自分の生命と社会の平和と国家の存立を危うくすると感じる人であるなら、そして申告を通じてそのような危険を防いだり、除いたりできると信じれば、誰でも申告するのである。しかしそれは人間の肉面的決定である

り、刑事処罰によって強いることはできない。刑法が最高刑をもって罰する犯罪人への憲法目的の暴動、即ち内乱をはじめいかなる犯罪に対しても一般国民の申告義務を規定していないのは、法の欠陥ではなく、それが法によって強いることのできない事項であるからである。

法で決められない事項を法律の形式だけを借りて規定したからといって、それを犯罪にできるわけではない。

「国家保安法が完全に廃止されれば、直接暴力を動員しない限り体制転覆のための宣伝煽動を処罰できなくなる」という朴相天(パク・サンチョン 当時、法務長官)氏の言葉のように(『ハンギョレ新聞』一九九九年三月二十五日)、国家保安法の存立目的はまさに「直接暴力を動員しない体制転覆のための宣伝煽動」の処罰にある。ところがこれを処罰できる唯一の条項は「讃揚・鼓舞など」を規定した第七条であるから、理由はとにかく朴長官は、国家保安法の核心を明確に示したわけである。

これは、国家保安法に反対する多くの人権団体の間には様ざまな見解の違いがあるにもかかわらず、最低限の共通認識となっているのは第七条の廃止である点、国家保安法適用例の九〇%以上が第七条違反事件である点、そして国連人権委員会をはじめとする国際社会が一様に、第七条を毒素条項であると指摘し

ている点においても確認される。

第七条はさまざまな種類の行為を処罰対象として規定している(「讃揚・鼓舞」[第一項]、「利敵団体構成・加入」[第三項]、「虚偽事実の捏造・流布」[第四項]そして「利敵表現物制作頒布など」[第五項])。ところが国家保安法第七条と関連して最も注目し得る部分は、その処罰対象が、ある具体的な行為ではなく、特定の意見の表現と主張という最も重要な人権の一つであり、政治的民主主義に必須不可欠な条件となる表現の自由の領域に属する点である。また、特定の意見や主張の表現というものは、そのまま一人の人間の信念体系や思想良心の実現行為であるという点で、間接的には思想・良心の自由といういわゆる絶対的基本権に対する侵害の問題を提起する。

もちろん、すべての種類の意思表現が無制限的に許容されるのではなく、一定の表現にかぎり法律による制限が可能であることを、わが憲法第三十七条第二項は明らかにしている。その根拠の一つとして明示されているのが国家安全保障である。そして通常、第七条が持っている問題点を指摘する際には、「反国家団体やその構成員または指令を受けた者の活動を讃揚・鼓舞・宣伝またはこれに同調したり、国家変乱を宣伝・煽動」することが「国家の存立・安全や自由民主的な基本秩序を危うく

する表現」として制限を受けなければならないのかどうかを問題とし、そうではないということ論証する方法が、よく使われている。

しかしながら、これと関連してさらに本質的な検討を要する問題は、ある表現や主張が国家の存立・安全や自由民主的な基本秩序を危うくすることがそもそも起こりうるのか、ということである。国家の存立・安全とか自由民主的な基本秩序を危うくする「行動」はいくらでも存在する。それは憲法目的の内乱でもありうるし、暴発物によるテロでもあり、国家機関の機能麻痺をもたらす種々な形態の暴力行使でもあろう。しかし国家保安法第七条が問題とみなしているのはそのような行動ではなく、表現であり主張なのである。

もちろん一語一行の文章が、いかなる武力よりも強力な武器になることもある。しかしそれは、そのような話しや文章がそれに接する人の心を動かして究極的に、その話しや文章が望む行動、例えば体制転覆活動の誘発も可能であることを指すものである。しかし、体制転覆活動という形として現れる場合でさえ、国家の存立・安全と自由民主的な基本秩序に脅威をもたらすのはそのような行動であり、その行動の遠因となった表現や主張自体ではない。

これに関する政治的性格を持った表現の制限と関連して、暴力を煽動する表現は制限することができるが、これを処罰するためには表現と暴力行動との近接性が要求され、ひいては表現に接した個人や集団が、その表現が主張する行動を取る能力がなければならぬというアメリカ連邦大法院の *Yates* 判決は示唆するところが大い (Yates v. United States 354 U. S. 298 [1957])。これは私たちがいわゆる先進国と呼ぶ全ての西欧諸国で常識的に受け入れられている基準であり、国際社会に通用する基準でもある。国連人権理事会や西欧のいくつかの団体が国家保安法第七条を、廃止されなければいけない毒素事項と指摘しているのはこのような基準で判断した結果である。即ち直接的な暴力を伴わない表現 (煽動) は処罰できない。

しかし前述したように直接暴力を動員しない体制転覆のための宣伝煽動の処罰、これが国家保安法の究極的な目的であり、このために存在する規定がまさに第七条である。結局、国家保安法第七条は、直接的・即刻的な暴力との関連性を問うものではなく、一定類型の表現を処罰するためのものであるので、決して正当化することはできない。

一方、第七条のこのような構造は、表現行為を処罰する刑法上、異なる犯罪類型とも明確に区別される。特定の表現行為を

処罰対象とみなしているほかの規定の例としては、わいせつ物関連犯罪と名誉毀損に関する罪があるが、これら犯罪の場合、特定の表現に因って道徳感情や外的名誉という法益が侵害される危険性が現実的に存在しており、またその危険性は表現自体において直接現れる。一方、国家保安法第七条に規定された表現の場合、国家の存立・安全などにある種の危険を発生させるためには、必ず表現によって触発されたり助長された (またはそつたる蓋然性がある) ある行為を媒介しなければならぬ。

即ち国家保安法第七条が暗黙的にその構成要件で想定しているのは「危険性がある行為を触発する危険性」である。これが、国家保安法第七条が濫用されざるを得ない、人権侵害を引き起こさざるを得ない本質的理由である。第七条は、自由民主的な基本秩序を危うくする表現を処罰するのではなく、自由民主的な基本秩序を危うくする行為を触発させる危険性 (蓋然性) のある表現であるとするのは、国家安全や自由民主的な基本秩序とは何の関係もない表現を処罰対象としてみなしているということである。

これがまさに国家保安法第七条の本質である。つまり国家保安法第七条は国家の存立・安全や自由民主的な基本秩序など国家安全と係わっている不確定概念と特定類型の表現を直接結び

付けて処罰することをその本質としており、まさにこのような本質は逆説的に国家保安法第七条の存立の根拠を壊している。

すなわち第七条が処罰しようとするのは特定類型の表現自体であって「危険な」表現ではないということである。現行国家保安法第七条が旧法とは異なり、「国家の存立安全や自由民主的な基本秩序を危うくするという情を知りつつ」という主観的構成要件を追加したにもかかわらず、その適用にあたって改正前と本質的な違いがないことも、このように危険性の範囲を無制限に拡張した結果である。

したがって国家保安法による人権侵害の問題は法適用の問題ではなくて法規定自体から始まる。即ち国家保安法をどのような方式で改定しても人権侵害の問題は癒されないのである。結局、国家保安法第七条は廃止されることによつてのみ人権侵害の醜名から逃れることができる。

つまり、国家保安法第七条と第一〇条の規定が処罰しようとする対象は法で決められないものであるが、犯罪としての危険性がない表現である。したがってこの二つを存立根拠としている国家保安法は、犯罪と刑罰を規定する刑罰法規として存立する価値も理由もない。

(3) 国家保安法が廃止されることによつて国家安全が危うくなるのか？

「直接暴力を動員しない体制転覆のための宣伝煽動」の処罰を目的にした国家保安法第七条は、一般刑法にはない、国家保安法の象徴とも言える条項である。³⁾ そうだとするならば、これほど重要な規定を廃した場合、その危険は非常に大きいであろう (国家保安法を継続させようという論者は実際このように主張する)。しかし、はたしてそのような危険は存在するのであるのか？

上記の言及が、総じて国家保安法の廃止を積極的に裏付けるものであったのに対して、このような危険の存在が虚構であることを明らかにできれば、それは国家保安法の廃止を消極的に正当化できる。このため、第七条違反で例外なく処罰されるいわゆる「利敵表現」、つまり「朝鮮半島の連邦制統一、駐韓米軍撤収、国家保安法撤廃、社会主義体制樹立」などの主張を検討する。

第一に、連邦制統一についてである。政府当局が利敵団体と規定したさまざまな団体において主張されてきた連邦国家統一が、北朝鮮が主張する連邦制統一と同一のものかは知るべくもない。しかし、たとえそれが北朝鮮の「連邦国家」統一法案の

よつなものであったとしても、それだけで国家の存立安全とか自由民主的な基本秩序を危うくするとは言えない。わが憲法が国民主権主義を放棄しない限り、国民は民族最大の課題である統一を議論するにあたって、どのような方案であっても提示することができ、連邦制統一方案もその中のひとつに過ぎない。むしろそのような統一論議は国民主権主義を基礎とし祖国の平和的統一を使命として闡明している、わが憲法の精神を積極的に実現する行為であるということが出来る。国民主権国家において主権国民が統一の方式とその後の国家形態、そしてすべての統治権力が国民から発する民主共和国の姿を展望するにあつて多様な意見を自由に開陳するのは当然のことである。しかしながらこれを国家の存立安全とか自由民主的な基本秩序を危うくするものと見るのは、国民主権主義を放棄したり否定することと同じである。

第二に、駐韓米軍撤収の主張がある。事実、駐韓米軍の全面的で即刻の撤収は北朝鮮の南侵に動機を付与しうるので、大韓民国の存立安全に脅威を与えうるとみなすことができる。しかしここには決して誤解してはいけなことがあつた。つまり大韓民国の存立安全を危うくするのは米軍の撤収という「事実」であつて、米軍が引き揚げなければならぬという「主張」では

ないといつことである。ある事実または行動とその主張・表現とは明確に区別されなければならない。ある表現が、政府が達成しようとする目的に直接的であり、明白な脅威を与える具体的な事実や行動を誘発する程度に至らない限り、表現の内容を理由にした規制は許されないのが、いわゆる「明白で現存する危険の原則」ではなかつたのか。

米軍の韓国駐屯は、アメリカが我々と血盟を結んでいるからでも、我々の永遠の友邦だからでもなく、ひたすらアメリカの国益のためのものであることは既に周知の事実である。しかし「駐韓米軍は帰れ」というたつた一言で、米軍が引き潮のように立ち退くと信じられるか？

第三に国家保安法撤廃がある。もちろんこれは、北朝鮮がたゆみなく主張してきたものであることは明らかである。しかし一般的に法令の改定や廃止の主張は国民の当然の権利であり国家保安法であるからといって、例外ではない。法は正義の実現を指向する。だとするならば現在の法が正義実現に障害になつたり、不十分であると思う人なら、誰でもその改定や廃止を主張できるのは当然であり、これは法以前の常識である。ところが特定の法律に限定してその廃止を主張することが違法であるといふなら、実に情けないことである。その上、そのような法

令改廃の主張が国家の存立安全や自由民主的な基本秩序を危うくするという発想は、憲法改定論議自体を禁止し、憲法に対する批判さえも禁じて処罰した維新治下の緊急措置の論理と何らかわらない。

国家保安法廃止の主張が、国家の存立・安全や自由民主的な基本秩序を危うくするのであれば、四八年以後、北朝鮮はずつと国家保安法(または反共法)廃止を主張してきたのだから既に国家の存立・安全はなくなつてはいるはずである。いかに情けない論理であろうか？

第四に社会主義体制樹立についてである。「韓国の現体制を暴力革命によって崩壊させ、社会主義または共産主義体制を樹立しよう」という類の主張であるが、これはおそらく第一項規定の「国家変乱の宣伝・煽動」に該当するのであろう。そしてこれは聞きよつによつては、ある種の危機意識を感じられる表現である。

しかし、ある主張が国家変乱の宣伝・煽動であるとして処罰の対象になるためには、その言葉を口にした人が国家変乱を実行する蓋然性が非常に大きく、国家の安全への危険が明白に現存する場合でなければいけない。そしてその程度の危険性がある場合には、予め刑法によって規律されている(内乱の宣伝・

煽動)。これを推察してみると、第七条の国家変乱は非暴力的政府転覆を意味するものと解釈せざるをえないが、これには納得することができない。非暴力的な政府転覆というのは結局、「平和的政権交替」を意味するものであり、これはまさに国家保安法第七条が自ら保護法益として掲げている「自由民主的な基本秩序」の核心的内容を成しているからである(憲法裁判所一九九〇・四・二、八九憲力一―三決定)。結局、国家保安法第七条自体がわが憲法の基本原理を成している自由民主的な基本秩序を否定しているわけである。

ならば、上で想定した第一項に該当する典型的事例、即ち第七条下において例外なく処罰されている行為でさえ、国家の安全に対して脅威にならないことが明かになった。つまり第七条の存在が国家の安全確保(国家安保)に、いかなる助けにもならないのである。

それにもかかわらず国家保安法の継続を主張する人たちが言う「国家安保に対する危険」の实体とは何か? 国家保安法違反による事犯の九〇%以上を占める第七条違反行為を果てしなく追いかけて処罰することによってだけ、生きながらえる各種の公安機関と、これらの力を基礎として権力と富を享有してきた勢力は、まさに第七条の廃止によって深刻な存立の危機に処

するようになるであろう。これこそ、「国際的悪法」として認められている国家保安法改廃の動きにブレーキをかけようとする動機であり、彼らが言っている危険である。

(4) 国家保安法撤廃の当為性

国家保安法の弊害は実に莫大なものである。朝鮮半島の北半分について非難せざるをえず、人類にとってもっとも偉大な思想の一つを意識的に無視しなければならず、もっとも重要な社会政策の一つを放棄しなければならない。考えがあつたとしても処罰を覚悟しなくては、それを口にすることはできない。そして自分の思想と表現を、絶え間なく自己検閲しなければならぬ生活が日常化される。

自らに検閲を課す人にとどのような発展の可能性があり、またそのような人達で構成された国にどのような発展の可能性があるのか？ 内面的検閲を日常化させる国家保安法をそのまま放置しておくことは、我々が自分自身と国を滅ぼす道である。国民と国家の存立と安全に対する脅威は、他でもなく国家保安法から出てきている。これだけでも国家保安法が撤廃されなければならない十分な理由になる。しかしこの他にもいくつか、国家保安法が廃止されなければならない明らかな理由がある。

第一に、国家保安法は国家安全保障に寄与することすらできず、それが廃止されたからといって国家安保にある種の危険が引き起こされるわけでもない。国家保安法の全ての犯罪は反国家団体の存在を根拠とする。つまり国家の存立・安全や自由民主的な基本秩序に対する危険は、全て反国家団体から出てくるということである。しかし国家保安法が前提にしている反国家団体の典型である北朝鮮は、統一前までは恒久的に存在し、北朝鮮が国家安保に引き起こす危険性は依然として国家保安法の存在と関係なく持続するということである。国家保安法が制定されて五〇年が経過しても、自由民主的な基本秩序に対する危険が減少したという話を聞かないのは、結局、国家保安法の存在が国家安全保障にとって何の役にも立たないことを示している。実際、国家保安法違反事件で検察が示す訴状や裁判所の判決文にさえ、問題の行為がどのように国家の存立と安全または自由民主的な基本秩序に危険をあたえてきたかについては、今まで一度たりとも立証されたことがない。それは立証する能力がないからではなく、初めからそのような危険が存在しないからである。国家安保に寄与することもできずに国民の生命と自由のみを脅かす国家保安法は、当然撤廃されるべきではないのか？

第二に、国家保安法は民主社会の批判機能を麻痺させる役割を遂行しているからである。国家保安法は反政府活動をする各種団体を瓦解させたり、その社会的影響力を弱める目的で使われてきた。しかしこれはある団体の瓦解という水準をかなり越える非常に根本的な弊害にまで及んでいる。例えばある団体の立場や活動がどれほど批判を浴びるにあたいするとしても、一旦それが国家保安法によって「利敵団体」として規定され処罰の対象となつたとたん、その団体に対するすべての批判は国家保安法の適用を手助けする結果をもたらすため、少なくとも国家保安法の廃止を主張する立場からはこのような批判に力をいれられなくなる。

事実、韓国社会の民主化運動において重要な役割をになつてくる一部の団体の場合、国家保安法がなければ社会各界の批判によつて、さらにもっと民主的で効果的な形態の組織でもって活動できたかもしれない。社会の発展や民主化のために、ある理念や思想が現れ、それに対する反駁と批判が提起されて、このような思想と意見の競争過程において適切な代案が提示されること、これこそが民主主義原理の下で社会が発展していく方式である。しかし国家保安法による統制はまさにこのような民主社会の批判と代案提示の過程を遮断して、思想の自由市場の

機能を麻痺させる役割をはたしてきたのである。このような見えない思想統制機能こそ国家保安法がもつ本質的部分であり、これを保つとする根本的な意図であろう。このような反民主主義的法律は、決して受け入れられるべきではない。

第三に、国家保安法の継続は人権の伸張と保護を最高価値として掲げる国際的趨勢にも反する。国際社会では多様な国家利益が尖鋭に対立するが、普遍性を持つ最低限の共通認識がやはり存在しており、冷戦秩序の解体後、今日の国際社会の共通認識は人権という名前で集約されている。したがって人権という共通認識を忠実に受け入れ、これを完全に実現してはじめて国際社会の一員として恥じることなく登場することができる。つまり一国内で人権の徹底した保障と伸張が成されない限り、一步譲つて少なくとも反人権的法律や制度に対して徹底して断固たる改革が成されない限り、国際競争力を強めるどころか国際社会から疎外されかねない。

しかし、まさにそのような反人権的な法律と制度の中心に位置しているのが国家保安法である。国家保安法は、国際人権章典に規定された人権を国家の安全のために不可避に制限する法ではなく、そのような自由と権利の破壊を直接的な目的とするものであり、したがって国際的にもその正当性を認定できない

ものである。このような「國際的悪法」を放置したまま論議されるグローバリズムは全世界、全人類に対する欺瞞でしかない。これが、国家保安法が撤廃されなければならない、いま一つの理由である。

つまり国家保安法はそれ自体として存立する価値もない、存立することもできない、存立すべきでない法である。このように存立する価値もなく、存立すべきでない法が厳然と存在しつつ国民の生命と自由を脅かす時、既にそれは法ではなくて法の仮面をかぶった暴力章典にすぎない。

3. 民主化名誉回復法と国家保安法

上で見てきたように国家保安法が廃止されなければならない理由は明白である。しかしそれにもかかわらず国家保安法は健在し、韓国社会の民主化を遮って人権伸張に最大の妨げとなっていることは儼然たる現実でもある。ところが国家保安法は単に現在と将来における韓国社会の民主化を遮っているだけでなく、過去の民主化運動に対する正しい歴史的評価にあつても最大の妨げとなるといった、いまひとつの問題を提起している。それはほかでもなく「民主化運動関連者名誉回復及び報償に関する法律」(法律第六二二三号新制定二〇〇〇・一・一二)

「民主化名誉回復法」とする)とかわかる問題である。

民主化名誉回復法はまさに過去の民主化運動に対する歴史的再評価のための法律的手がかりを与えるものである。同法第二条の規定によると、この法で言う「民主化運動」とは、「一九六九年八月七日以後の自由民主的な基本秩序を紊乱させて憲法に保障された国民の基本権を侵した権威主義的統治に抗議し、民主憲政秩序の確立に寄与して国民の自由と権利を回復・伸張させた活動」をさす。そしてこの法で言う「民主化運動関連者」の一範疇として第二条第二号は「民主化運動を理由に有罪判決、解職または学事懲戒を受けた者」が含まれている。この中で特に「有罪判決」と関連してみる時、韓国社会の民主化過程において最も頻繁に有罪判決の根拠となったのが、まさにこの国家保安法である。即ち国家保安法は、この種の民主化運動を抑さえつけるのに最も効果的に利用された法的装置である。

国家保安法はその間の政権によって、そして国民の政府を標榜している現在の政府によつても、政治的反対勢力を弾圧する場合、伝家の宝刀のように使用されて来た。つまり政権の性格如何にもかわらず、国家保安法は政権維持の最上の道具として役割を忠実に遂行しているのである。民主化名誉回復法の適用対象を決めるにあたって、国家保安法違反の事件が尖鋭な争

点になる理由もまさにここにある。国家保安法違反行為が民主化運動に当たるということを認めたまさにその瞬間、国家保安法の存立根拠自体が崩れるからである。少なくともこの問題に関してだけは、初めから論議さえしないようにするのが、法務部を始めとした政府側の基本立場であるのは、まさにこのような脈絡において理解される。

しかし、これはまた国家保安法違反を民主化運動の範疇に含めなければならぬ民主化運動陣営の立場から見れば、必ず超えなければならぬ最も高い壁であると言える。そしてこの壁が超えられなかった瞬間、民主化名誉回復法の意味は半減されてしまうという点もまた明らかである。

国家保安法の規定には専ら国家保安法によつてのみ処罰可能な行為があるかと思えば(第七条と第一〇条)、ほかの刑罰法規と重なるものもあり、また国家保安法だけが適用された事例があるかと思えば、ほかの法律の規定が競合的に適用されて有罪判決が宣告された事例も多い。したがって民主化名誉回復法との関係にあつて、国家保安法が適用されたすべての事例を一概に評価するとなると、困難があるのは事実である。しかしどのような場合であれ、国家保安法に関する事件の場合、共通点がある。それはほかでもない国家保安法違反のすべての行為

が既存の政権に対する抗議や反対の一環として行なわれ、国家保安法適用は、そのままそのような政治的反対行為や勢力に対する弾圧として成り立つという点である。

つまり国家保安法が適用される場合には、常に一定の政治的動機、即ち反対勢力に対する弾圧の意図が含まれている。このような点から見れば、国家保安法違反の行為自体が権威主義的な統治に対する抗議として認められねばならないということである。韓国の現代史において国家保安法はそのような意図を持つて生まれ、またそのように運用されてきたからである。したがつてある意味、韓国社会において国家保安法は抑圧的な安保法体系の象徴であるように、国家保安法違反行為が自体が権威主義的統治に対する一種の抵抗行為であり、民主化運動の象徴であると見なすことができる。

上で言及した通りであるなら、すべての国家保安法違反行為はそれ自体が民主化運動の一環として当然、民主化名誉回復法の適用対象にならなければならない。そしてそれが私の基本立場である。それはそもそも生まれなくてはならない法によつて作られた有罪判決だからである。

しかし国家保安法違反事件の場合、上のような立場を貫くには重要な妨害が存在する。それは、まさに民主化名誉回復法が

制定された今でも国家保安法は過去と何の変わりもなくそのまま実定法として存在し、依然として強力な威力を發揮しているということである。この点と関連して、過去の民主化過程において有罪判決の根拠として頻繁に使われた「集会及び示威に関する法律」や労働関係法なども同様ではないかという疑問があるといえる。しかし国家保安法とその他の法律の間には本質的な違いが存在する。つまり集示法などその他の法律と関連した場合には大部分が法の恣意的な「適用」の問題として解決できる余地が大きい反面、国家保安法の場合は適用の問題で解決できる可能性はほとんどないということである。したがって国家保安法とその他の法律を同一線上に置いて問題を見てはいけな

いというのが私の考えである。

しかし上で言及したとおり、国家保安法違反行為自体を民主化運動として見る場合、事実上、これは国家保安法の廃止宣言と同じである。まさにここに国家保安法と民主化運動の相互関係を規定する困難がある。したがって国家保安法が存置されている状況下で国家保安法違反が民主化運動に当たるか否かを決定せねばならないとするなら、上の論議は厳然たる限界に突き当たらざるをえない。しかし権威主義統治の歴史が国家保安法の適用史と密接に係わっていることを考慮すると、このような

限界を認めれば現行国家保安法体制を完全に認めることになり、結局、これは民主化運動自体を否定することになるので許容することはできない。

従って現在の状況の中でも、国家保安法の違反行為を民主化名誉回復法の適用対象にされるための努力は非常に重要である。残念ながら現在このような論議は非常に閉鎖的な枠の中で行われている。政府機構に設置された民主化補償審議委員会の論議でも、民主化運動陣営内においても、これに関わる論議は活発に成されていない。しかしどの程度まで民主化名誉回復法の適用対象として認定されるかは、全的に民主化運動陣営の努力にかかっている。民主化名誉回復法の制定自体が、民主化運動の重要な成果であったように、その適用範囲を巡る現在の論議構造全体を正しい方向に導いて行かなければならないのは、やはり民主化運動の任務である。長期にわたる数万人にのぼる犠牲の上に初めて成立した民主化名誉回復法の意味を生かすのは、過去の民主化運動に対して抵抗権の意味を付与しその憲政史的正当性を付与して、恥辱の過去を清算する道でもあるという点を忘れてはならないであろう。

4. 結 論

上で見たように国家保安法の反民主性、反人権性、反統一性は明白であり、今更論議するに値しないほどである。それに国家保安法の存置状況は過去の民主化運動に対する正当な歴史的評価までを妨げている。事情がこのようであるなら、これを克服するための立法的努力をしなければならぬのは当然である。その上、現政権が「民主化運動」の成果を足場に成立した「国民の政府」であるなら、ましてのことである。しかし少なくとも現時点では国家保安法の廃止、いや百歩譲って最少限の国家保安法改定の見直しさえも極めて不透明であり、むしろこの政権下において国家保安法の改廃は事実上、もうお流れになつてしまつたのではないかという悲観的な診断まで出ている。

もちろん現政府による国家保安法改廃の努力がまったくなかつたのではない。事実この政府が成立した後、国家保安法改廃に関する論争に本格的に火をつけたのは他でもない金大中大統領であつたし、その後数回にわたり政府・民主党は不十分ではあるが国家保安法改定試案を用意して公聴会と討論会、党政協議などの手続きを踏んで来たのは事実である。しかしその内容に対する評価はともかくも、共同与党である自民連(二〇〇

一年九月に連立は解消された」との間にはいかなる合意も導き出すことができず、これまでのところ公式的な協議さえも纏められていない。これは、現政権の基盤が非常に脆弱なところに由来するものと見ることができ、基本的には国家保安法が政権にとって便利で有用であるという理由が最も大きいと思われる。各政党と国会のこのような微温的態度はまさに民主化名誉回復法上の民主化運動関連者に国家保安法違反事犯を含めるのを源泉的に遮断している重要な要因として作用してもいる。

このように見通しは不透明である。それにもかかわらず国家保安法改廃のために現時点以上の適期はないと判断される。万が一、現政権が次期大統領選挙で政権をとることに失敗すれば国家保安法改定論議は完全になくなってしまつことは明らかであり、従つてこの政権下で国家保安法の改廃を成し遂げることが今後の民主化運動の進展と関連して決定的な重要性を持つて

いる。

これと関連して現政権が成立した後、提起された二件の国家保安法改廃法律案が、主に初再選議員を中心に与野党議員による共同発議で提出されたという点は、それだけでもある程度、鼓舞的な現象と思える。もちろんさまざまな状況を見ると、それが初再選議員たちの政治的発言権強化のための戦略的性格

があることを否定することは難しいが、その背景と関係なく、関係設定如何によっては民主化運動陣営の立場にとって相当な力となるであろう。また国家保安法の廃止が改定かを巡って対立の様相まで見せていた社会团体が去年七月、「国家保安法廃止国民連帯」の結成に単一の隊伍を組んだ点も、非常に有利な条件と言えるであろう。

事実、国家保安法の問題はあまりにも長い間、持続的に、また非常に広範囲にわたって論議されてきたため、これ以上理論的次元における論議をする余地は多くなく、実践の問題のみが意味を持っている。そしてこのような実践は将来、韓国社会の民主化進展のためだけではなく過去の民主化運動に対する歴史の評価のためにも非常に大きな意味を持つようになるであろう。民主化を目指すすべての勢力が、もう一度力量を結集する時ではないかと思われる。

* かぎ括弧内は訳者補足

* 保安観察法は一九八九年に制定され、九一年に改定された。第一条に「特定犯罪（刑法上の内乱、外患、スパイ罪、軍刑法上の反乱、利敵、スパイ罪、国家保安法上の目的遂行罪、自進支援・金品收受罪、潜入・脱出罪、便宜提供罪など）を犯した者に対し、再犯

の危険性を予防し、健全な社会復帰を促進し、保安観察処分をすることによって、国家の安全と社会の安寧を維持することを目的とする」と規定している。この法は、法務次官を長とする保安観察処分審査委員会の決定による行政命令である保安処分によって、出獄政治犯を警察の監視・統制の下に置くことを意図するものであり、保安観察対象者は、三ヶ月ごとに所轄の警察署長に、家族、同居人、交友関係、収入支出、三ヶ月間の主要活動事項、特に他の保安観察対象者との接触状況などを申告し、一〇日以上旅行をするときの事前申告、署長が指定する集会への参加の禁止などを規定しており、各項違反者には二年以下の懲役刑、逃亡者には三年以下の懲役刑などが課される。(訳者注)

* * 第七条【賛揚・鼓舞】①国家の存立・安全または自由民主主義的基本秩序を危うくすることを知りながら、反国家団体もしくはその構成員またはその指令を受けた者の活動を賛揚・鼓舞・宣伝し、もしくはこれに同調したもので、または国家変乱を宣伝・煽動した者は、七年以下の懲役に処す。(以下略)(訳者注)

- (1) 朴元淳、『国家保安法研究一・国家保安法変遷史』(増補版)、歴史批評社、一九九七、四六ページ。
- (2) 朴元淳、上掲諸、六〇ページ。
- (3) 朴元淳、『国家保安法研究三・国家保安法廃止論』歴史批評社一九九二、八三ページ。

本論文は、科研「現代の韓国の法政治構造の転換」の二〇〇一年春季日韓共同研究会(釜山)において報告されたものである。